

静安振第20号
令和6年11月14日

公立高等学校PTA会長様
公立高等学校長様
県立特別支援学校PTA会長様
県立特別支援学校長様

一般財団法人
静岡県高等学校安全振興会理事長

静岡県高等学校安全振興会共済規程及び運営規則の一部改定について

転入学等により年度途中で当会に加入する児童生徒等に不利益が生じないように共済期間や加入手続きに係る規定を改めるとともに、現在の状況に適合するよう様式を変更するなど、所要の改正を行いましたのでお知らせします。

記

1 改定概要

(1) 共済規程の一部改定

ア 「静岡県高等学校安全振興会共済規程一部改正新旧対照表」のとおり、第4条第2項を改定する。

イ 様式2から7について、別添のとおり改定する。

(2) 運営規則の一部改定

「静岡県高等学校安全振興会運営規則一部改正新旧対照表」のとおり、第11条第3項を改定するとともに第4項を加える。

2 施行日

令和7年4月1日

静岡県高等学校安全振興会事務局
〒420-0853 静岡市葵区追手町3-11
担 当 事務局 赤石
電 話 054-255-4678
F A X 054-255-4699

静岡県高等学校安全振興会共済規程一部改正新旧対照表

改定共済規程	現行共済規程
<p>(共済期間)</p> <p>第4条 共済期間は、前年度に引き続き加入する児童生徒等で当該年度に所定の加入手続きを完了した者は、4月1日から当該年度末までの一年間とする。</p> <p>2 年度の当初に新たに入学した児童生徒等（年度当初の転入学者等を含む。）及び年度の中途に転入学等した児童生徒等で、当該年度に所定の加入手続きを完了した者の共済期間は、校長が入学の許可をした日から当該年度末までの間とする。</p> <p>3 年度の中途で転学、退学等により退会する児童生徒等の共済期間は、その転学、退学等が許可された日までとする。</p> <p>(様式)</p> <p>様式2から様式7中、「保護者」を「保護者等（受給者）」に改め、振込口座欄欄中、「当座」の次に「貯蓄」を加え、適用規程欄中、「給付規程」を削る。</p> <p>(附則)</p> <p>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(共済期間)</p> <p>第4条 共済期間は、前年度に引き続き加入する児童生徒等で当該年度に所定の加入手続きを完了した者は、4月1日から当該年度末までの一年間とする。</p> <p>2 年度の当初に新たに入学した児童生徒等（年度当初の転入学者等を含む。）で、当該年度に所定の加入手続きを完了した者の共済期間は校長が入学の許可をした日から当該年度末までの間とし、復学等年度の中途で加入した者については、加入の日の翌日から当該年度末までの間とする。</p> <p>3 年度の中途で転学、退学等により退会する児童生徒等の共済期間は、その転学、退学等が許可された日までとする。</p>

傷病見舞金請求書

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会共済規程第14条第1項1号の規定に基づき、下記のとおり傷病見舞金を請求いたします。

年 月 日

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会理事長 様

学校名

校長名

印

記

1 災害発生年月日

年 月 日

2 児童生徒等

高等学校 全日制 定時制 専攻科 中学校 通信制

特別支援学校 幼稚部 小学部 中学部 高等部 専攻科

第 学年 組 番

卒業生等の場合 年度卒業・転出
 第 学年 組 番

氏名

3 保護者等

住所

(受給者)

氏名

4 請求額計算式

(日本スポーツ振興センター給付額) (小数点以下四捨五入)

×0.2= 円

5 請求額

円

6 請求区分

初回 ・ 継続 (年 月分まで給付済み)

(該当部分を○で囲む)

7 振込口座

銀行 信金 農協 労金 信組

支店

普通 当座 貯蓄 口座番号

フリガナ

口座名義

8 口座確認

事務担当者

印

※ 事務局 記入欄	受理年月日	年 月 日	加入確認		適用規程	共済規程
	今回請求月	年 月～ 年 月分	書類確認		学校番号	

※欄は記入しないでください

添付書類

- 災害報告書 (スポーツ振興センター提出書類の(写)で可)
災害報告書は、2回目以降の請求の場合も添付すること。
- スポーツ振興センターの児童生徒別給付一覧 (写)
請求の該当部分を赤枠で囲むこと。
- 債権・債務者登録票を添付した場合は、7振込口座、8口座確認欄の記入不要。

障 害 見 舞 金 請 求 書

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会共済規程第14条第1項2号の規定に基づき、下記のとおり障害見舞金を請求いたします。

年 月 日

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会理事長 様

学校名

校長名

印

記

1 災害発生年月日

年 月 日

2 児童生徒等

高等学校 全日制 定時制 専攻科 中学校 通信制

特別支援学校 幼稚部 小学部 中学部 高等部 専攻科

第 学年 組 番

卒業生等の場合 年度卒業・転出
 第 学年 組 番

氏 名

3 保護者等
(受給者)

住 所

氏 名

4 請求額計算式

障害等級 級

(日本スポーツ振興センター給付額)

×0.6= 円

5 請 求 額

円

6 振 込 口 座

銀行 信金 農協 労金 信組 支店

普通 当座 貯蓄 口座番号

フリガナ

口座名義

7 口 座 確 認

事務担当者

印

※	事務局	受理年月日	年 月 日	加入確認		適用規程	共済規程
	記入欄	今回請求月	年 月～ 年 月分	書類確認		学校番号	

※欄は記入しないでください

添付書類

- 災害報告書 (スポーツ振興センター提出書類の(写)で可)
- 障害報告書 (スポーツ振興センター提出書類の(写)で可)
- スポーツ振興センターの児童生徒別給付一覧 (写)
- 債権・債務者登録票を添付した場合は、6振込口座、7口座確認欄の記入不要。

死 亡 見 舞 金 請 求 書

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会共済規程第14条第1項3号の規定に基づき、下記のとおり死亡見舞金を請求いたします。

年 月 日

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会理事長 様

学校名

校長名

印

記

1 災害発生年月日

年 月 日

2 児童生徒等

高等学校 全日制 定時制 専攻科 中学校 通信制

特別支援学校 幼稚部 小学部 中学部 高等部 専攻科

第 学年 組 番

卒業生等の場合 年度卒業・転出
第 学年 組 番

氏 名

3 保護者等

住 所

(受給者)

氏 名

4 請求額計算式

(日本スポーツ振興センター給付額)

×0.6= 円

5 請 求 額

円

6 振 込 口 座

銀行 信金 農協 労金 信組

支店

普通 当座 貯蓄 口座番号

フリガナ

口座名義

7 口 座 確 認

事務担当者

印

※ 事務局 記入欄	受理年月日	年 月 日	加入確認	適用規程	共済規程
	今回請求月	年 月～ 年 月分	書類確認	学校番号	

※欄は記入しないでください

添付書類

- 災害報告書 (スポーツ振興センター提出書類の (写) で可)
- 死亡診断書 ((写) で可)
- スポーツ振興センターの児童生徒別給付一覧 (写)
- 債権・債務者登録票を添付した場合は、6振込口座、7口座確認欄の記入不要。

歯科補綴報告書

校長の証明	学校名		生徒等		保護者等 (受給者)	
	学年等	年 組 番	氏名		氏名	
	歯科補綴の原因 となった傷病の 発生内容	学校管理下の内容 (授業 部活動 登下校 その他) 年 月 日 午前 午後 時 分 災害発生状況 ()			当初の 傷病名	
	上記の者の災害は、学校の管理下において発生したものに相違ありません。 年 月 日 校長名 印					
医師の証明	傷病名		傷病の 部 位			
	傷病の治癒又は症状固定日 年 月 日					
	歯牙の欠損あるいは破折の状態を図解し、補綴の状況を記入してください。 なお、歯冠修復で部分鑄造冠の場合は3/4冠・4/5冠等記入をお願いします。					
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関 所在地 名 称 氏 名 印					

特別給付金請求書

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会共済規程第14条第1項6号の規定に基づき、下記のとおり特別給付金を請求いたします。

年 月 日

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会理事長 様

学校名

校長名

印

記

1 災害発生年月日

年 月 日

2 児童生徒等

高等学校 全日制 定時制 専攻科 中学校 通信制
 特別支援学校 幼稚部 小学部 中学部 高等部 専攻科
 第 学年 組 番

(卒業生等の場合 年度卒業・転出)
 第 学年 組 番

氏名

3 保護者等
(受給者)

住所
氏名

4 請求額

 円

5 振込口座

銀行 信金 農協 労金 信組 支店

普通 当座 貯蓄 口座番号

フリガナ

口座名義

6 口座確認

事務担当者 印

※ 事務局 記入欄	受理年月日	年 月 日	加入確認		適用規程	共済規程
	今回請求月	年 月～ 年 月分	書類確認		学校番号	

※欄は記入しないでください

添付書類

- 災害報告書（スポーツ振興センター提出書類の（写）で可）
- 死亡の場合は、死亡診断書（写）又は校長が死亡を確認した文書（写）
- 供花料が支払われる場合は、スポーツ振興センターの児童生徒別給付一覧（写）
- その他、請求額の基礎となる書類
- 債権・債務者登録票を添付した場合は、5振込口座、6口座確認欄の記入不要。

静岡県高等学校安全振興会運営規則一部改正新旧対照表

改定運営規則	現行運営規則
<p>(加入の手続及び会費の納入)</p> <p>第11条 本会の趣旨に賛同し加入を希望する者は、毎年度当初、前条に定める会費を添えて、児童生徒等の所属する学校（以下「所属校」という。）の定めにより所属校のPTAに申し込むものとする。</p> <p>2 所属校のPTAは、本会加入申込書（様式1）により、各年度について5月1日を基準日とし、当該年度に加入する児童生徒等に基づき5月31日までに加入の申し込みをするとともに、前条に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>3 転入学、復学等（以下「転入学等」という。）により年度の途中で加入を希望する者は、第1項の例により、その都度、所属校のPTAに申し込むものとする。</p> <p>4 前項の申し込みがあったPTAは、第2項の例により、<u>転入学等が許可された日の属する月の翌月の10日（転入学等が許可された日の属する月が3月の場合は、同月の末日）までに追加加入申込書（様式2）により加入の申し込みをするとともに会費を納入しなければならない。</u></p> <p>(附則) この規程は、<u>令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(加入の手続及び会費の納入)</p> <p>第11条 本会の趣旨に賛同し加入を希望する者は、毎年度当初、前条に定める会費を添えて、児童生徒等の所属する学校（以下「所属校」という。）の定めにより所属校のPTAに申し込むものとする。</p> <p>2 所属校のPTAは、本会加入申込書（様式1）により、各年度について5月1日を基準日とし、当該年度に加入する児童生徒等に基づき5月31日までに加入の申し込みをするとともに、前条に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>3 転入学、復学等により年度の途中で加入を希望する者は、<u>第1項及び第2項の例により、その都度、追加加入申込書（様式2）により加入の申し込みをするとともに会費を納入しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>